

第六十八回国会 農林水産委員会 議録 第十三号

昭和四十七年四月二十五日（火曜日）

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 飯谷 忠男君

理事 松野 幸泰君

理事 渡辺美智雄君

理事 斎藤 実君

安倍晋太郎君

小沢 辰男君

野原 正勝君

山崎平八郎君

角屋堅次郎君

芳賀 貢君

相沢 武彦君

鶴岡 洋君

山原健二郎君

理事 熊谷 義雄君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 千葉 七郎君

江藤 隆美君

中垣 國男君

別川修紀夫君

渡辺 肇君

中澤 茂一君

美濃 政市君

瀬野栄次郎君

小宮 武喜君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林省農政局長 内村 良英君

水産庁長官 太田 康二君

委員外の出席者

農林水産委員会 尾崎 毅君  
調査室長

委員の異動

四月二十一日

辞任

田中 正巳君

同日

辞任

田中 恒利君

津川 武一君

同日

辞任

芳賀 貢君

補欠選任

井出 一太郎君

補欠選任

芳賀 貢君

山原健二郎君

補欠選任

田中 恒利君

山原健二郎君 津川 武一君

四月二十四日

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第九六号）（参議院送付）  
同日二十日

てん菜の最低生産者価格引上げに関する請願外二件（美濃政市君紹介）（第二六四二号）  
同（美濃政市君紹介）（第二六九〇号）  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
連合審査会開会申入れに関する件  
漁港法の一部を改正する法律案（内閣提出第二九号）  
中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第三〇号）  
漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案（内閣提出第三二号）  
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第五九号）

藤田委員長 これより会議を開きます。  
漁港法の一部を改正する法律案、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案を議題とし、審査を進めます。  
三案に対する質疑は、去る二十日、終了いたしました。  
この際、三ツ林弥太郎君外三名から、漁港法の一部を改正する法律案及び中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案に対し、それぞれ修正案が提出されております。

漁港法の一部を改正する法律案に対する修正案  
漁港法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
附則第一項を次のように改める。  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の漁港法第二十條第二項の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金（昭和四十七年度に繰り越された昭和四十六年度の予算に係る国の負担金を除く。）から適用する。

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案  
中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
附則第一項中「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

藤田委員長 提出者より趣旨説明を求めます。  
三ツ林弥太郎君。  
三ツ林委員長 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、内閣提出にかかる漁港法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について御説明申し上げます。  
修正案はお手元に配付してあるとおりであります。

原案におきましては、この法律は昭和四十七年四月一日から施行することになっておりますが、四月一日はすでに経過いたしましたので、関係で、施行日を公布の日に改めるとともに、改正後の規定のうち、費用の負担区分については、昭和四十七年度の予算にかかる国の負担金から適用することにしようとするものであります。  
以上が修正案の内容であります。  
次に、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について御説明申し上げます。  
修正案はお手元に配付してあるとおりであります。

藤田委員長 これより漁港法の一部を改正する法律案、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案及び両案に対するそれぞれの修正案並びに漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案の討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、順次採決いたします。  
まず、漁港法の一部を改正する法律案について採決いたします。  
初めに、三ツ林弥太郎君外三名提出の修正案について採決いたします。  
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

藤田委員長 起立総員。よって、三ツ林弥太郎君外三名提出の修正案は可決いたしました。  
次に、ただいま可決されました修正案を除く原案について採決いたします。  
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、三ツ林弥太郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立多数。よって、三ツ林弥太郎君外三名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○藤田委員長 ただいま議決いたしました三法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の共同提案にかかる角屋堅次郎君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私、ただいま議決されました漁港法の一部を改正する法律案、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

漁港法の一部を改正する法律案、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案に対する附帯決議（案）

わが国漁業をとりまく環境は、内外ともに一段と厳しさを加えている反面、国民の水産物に対する需要は、高度化、多様化しつつ増大する等最近における諸事情の推移にかんがみ、政府は、特に左記事項の実現に留意しつつ、各般にわたる漁業施策を強力に推進し、水産業の振興と国民に対するたんぱく食料の安定的な供給の確保を図るべきである。

記

一 漁船の大型化等の諸事情の進展に即応するようすみやかに、現行漁港整備計画を拡大改訂し、いわゆる第五次漁港整備計画を策定すること。

二 三種漁港（北海道以外の地域のもの）については、その整備事業の円滑な実施を図るため、事業実施に要する費用に対する国の負担割合の是正に努めること。

三 中小漁業の振興を図るため、特定業種に係る振興計画の策定及び構造改善計画の認定にあたっては、関係業界の自主的な構造改善の促進に資することとなるよう十分配慮するとともに、農林漁業金融公庫の中小漁業経営改善資金の融資枠の拡大、融資条件の改善等に努めること。

四 中小漁業における労働関係の近代化に資するため、労働条件の改善及び労働環境の整備等を図ること。

五 水産業協同組合の健全な発展を期するため、漁業協同組合の合併の促進等によりその経営基盤の拡充強化を図ること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、すでに質疑の過程で十分論議されており、委員各位の御承知のことと思っておりますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ御賛同を賜りますようお願いいたします。

○藤田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し別に御発言ありませんので、直ちに採決いたします。

角屋堅次郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、三法案に対し附帯決議を付すことに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。赤城農林大臣。

○赤城国務大臣 ただいまの御決議につきましてはその御趣旨を十分尊重いたしましたして、慎重に対処してまいります所存でございます。

○藤田委員長 なお、ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

第二十條第一項の表中

「第一級」	一八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円未満
「第二級」	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
「第三級」	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
「第四級」	三一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上
「第五級」	三六、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上
「第六級」	四一、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上
「第七級」	四六、〇〇〇円	五一、〇〇〇円以上
「第八級」	五一、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上
「第九級」	六二、〇〇〇円	七一、〇〇〇円以上
「第十級」	七三、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上
「第十一級」	八四、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上
「第十二級」	九五、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円以上

「第一級」	一八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円未満	を「第九級」に、「第十三級」を「第十級」に、「第十四級」を「第十一級」に、「第十五級」を「第十二級」に、「第十六級」を「第十三級」に、「第十七級」を「第十四級」に、「第十八級」を「第十級」に
「第二級」	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	
「第三級」	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	
「第四級」	三一、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上	
「第五級」	三六、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上	
「第六級」	四一、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上	
「第七級」	四六、〇〇〇円	五一、〇〇〇円以上	
「第八級」	五一、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上	
「第九級」	六二、〇〇〇円	七一、〇〇〇円以上	
「第十級」	七三、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	
「第十一級」	八四、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上	
「第十二級」	九五、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円以上	

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤田委員長 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、その趣旨の説明を聴取いたします。赤城農林大臣。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

正する法律

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）  
第一條 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項に次のただし書を加える。  
ただし、昭和四十七年十月一日以後にその喪失に係る組合員の資格を取得した者（当該資格の取得の日の前日において任意継続組合員であつた者を除く。）については、この限りではない。

五級に、「第十九級」を「第十六級」に、「第二十級」を「第十七級」に、「第二十一級」を「第十八級」に、「第二十二級」を「第十九級」に、「第二十三級」を「第二十級」に、「第二十四級」を「第二十一級」に、「第二十五級」を「第二十二級」に、「第二十六級」を「第二十三級」に、「第二十七級」を「第二十四級」に、「第二十八級」を「第二十五級」に、「第二十九級」を「第二十六級」に、「第三十級」を「第二十七級」に、「第三十一級」を「第二十八級」に、「第三十二級」を「第二十九級」に、「第三十三級」を「第三十級」に、「第三十四級」を「第三十一級」に、「第三十五級」を「第三十二級」に、「第三十六級」を「第三十三級」に、「第三十七級」を「第三十四級」に改める。

第六十二条第一項第一号中「百分の十六」を「百分の十八」に改める。

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。  
(昭和四十七年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一項の四 前条第二項の規定の適用を受ける年金(次項の規定の適用を受けるものを除く)については、昭和四十七年十月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・一〇を乗じて得た額を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条第二項の規定の適用を受ける年金であつて、昭和三十五年四月一日以後に生じた旧法第十五条第二項各号若しくは旧法第十七条第四項第一号若しくは第二号に掲げる事由により第一項第一号の資格の喪失をした組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に旧法第三十九条第一項の障害給付の請求をした任意継続組合員の当該資格の喪失又は障害給付の請求に係るものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちいずれか多い額に改定する。

- 一 前項の規定の例により算定した額
- 二 当該資格の喪失又は障害給付の請求の日におけるその年金の額の算定の基礎となつた標準給与を基礎として附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十一号の旧法の平均標準給与の仮定月額額の算定の例により算定した額に、当該資格の喪失の日の日又は当該障害給付の請求の日の日属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が十一万円に一・一〇を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額とする。)を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く)の規定を適用して算定した額

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の四の次に次の二条を加える。  
(昭和四十七年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二項の五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちいずれか多い額に改定する。

- 一 前条第一項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額に一・一〇を乗じて得た額をそれぞれ平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額とみなして、法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額
- 二 その給付事由(第二項第一号の資格喪失事由又は新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をいう。以下同じ。)が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給与の月額を基礎として附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の旧法の平均標準給与の仮定年額の算定の例により算定した額又はその給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた新法の平均標準給与の月額に、その給付事由が生じた日属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が百三十二万円に一・一〇を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額とする。)をそれぞれ平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の月額又は新法の平均標準給与の月額とみなして、法、附則第三項の規定

による改正前の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額

2 昭和四十四年十月以前の旧法の規定による年金であつて、前項の規定の適用を受けるもの以外のものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、同項第二号の規定の例により算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の六 昭和四十四年十一月一日以後昭和四十五年三月三十一日以前に第二項第一号の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十四年十一月一日以後昭和四十五年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金(以下「昭和四十四年十一月から昭和四十五年三月までの新法の規定による年金」と総称する。)であつて、第二条の四第二項の規定の適用を受けるものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちいずれか多い額に改定する。

- 一 第二条の四第二項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の月額に一・一〇を乗じて得た額をそれぞれ平均標準給与の月額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の月額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額
- 二 イに掲げる額を平均標準給与の月額と、ロに掲げる額を旧法の平均標準給与の仮定

年額と、ハに掲げる額を新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額

イ その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その乗じて得た額が、その年額の計算の基礎となつた組合員期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつてはその月数を十一万円に、同年十一月以後の期間にあつてはその月数を十五万円にそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額に $1.101$ を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額)

ロ その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた旧法の平均標準給与の仮定年額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が、百八十万円に $1.101$ を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額)

ハ その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた新法の平均標準給与の年額に、その給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第五の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その乗じて得た額が、その年額の計算の基礎となつた組合員期間のうち、昭和四十四年十月

以前の期間にあつてはその月数を十一万円に、同年十一月以後の期間にあつてはその月数を十五万円にそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額に $1.101$ を乗じて得た額をこえるときは、その乗じて得た額)

2 昭和四十四年十一月から昭和四十五年三月までの新法の規定による年金であつて、前項の規定の適用を受けるもの以外のものについては、昭和四十七年十月分以後、その額を、同項第二号の規定の例により算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第三条の二の次に次の一条を加える。(昭和四十七年九月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定) 第三条の三 昭和四十七年九月三十日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金(以下「昭和四十七年九月以前の年金」と総称する。)については、その額(第一条の四、第二条の五又は第二条の六の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、遺族年金については、第三条ただし書の組合員期間が二十年(組合員又は任意継続組合員である間に死亡したことによりその給付を受ける権利が生じた遺族年金については、十年)に満たないときは、この限りでない。

1 退職年金又は障害年金 十一万四五百円  
2 遺族年金 五万五千二百円  
3 昭和四十七年九月以前の年金のうち、その年金たる給付を受ける権利を有する者が昭和四十七年十月一日において六十五歳以上であるもの(第二号に掲げる年金にあつては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が組合員又は組合員であつた者の妻、子又は孫であるときは、同日において六十五歳未満であるものを含む。)については、前項の規定にかかわらず、その額(第一条の四、第二条の五又は第二条の六の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

1 退職年金又は障害年金 十一万四五百円  
2 遺族年金 五万五千二百円  
3 昭和四十七年九月以前の年金のうち、その年金たる給付を受ける権利を有する者が昭和四十七年十月一日において六十五歳以上であるもの(第二号に掲げる年金にあつては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が組合員又は組合員であつた者の妻、子又は孫であるときは、同日において六十五歳未満であるものを含む。)については、前項の規定にかかわらず、その額(第一条の四、第二条の五又は第二条の六の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

1 退職年金又は障害年金 十三万四千四百円  
2 遺族年金 六万七千二百円  
3 昭和四十七年九月以前の年金で前項の規定の適用を受けるもの以外のもののうち、その額(第一条の四、第二条の五又は第二条の六の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が前項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないものについては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 前条第三項の規定は、遺族年金に関する前二項の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとする。 第四条中「第二条の四」を「第二条の六」に改める。

附則第十項中「昭和四十四年十月一日」を「昭和四十七年十月一日」に改め、「次の各号に掲げる年金」の下に「(以下「昭和四十七年十月以後の年金」と総称する。)」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三条の第三項ただし書の規定を準用する。 附則第十項第一号中「九万六千円」を「十一万四五百円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「五万五千二百円」に改める。

附則第十一項中「昭和四十五年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金(以下「昭和四十五年十月以後の年金」と総称する。)」を「昭和四十七年十月以後の年金」に、「当該資格喪失事由に該当し又は当該障害給付の請求をした」を「その年金の給付事由が生じた」に、「七十歳」を「六十五歳」に改め、「その額」の下に「次の各号に掲げる年金の区分に応じ」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三条の第三項ただし書の規定を準用する。 附則第十一項第一号中「十二万円」を「十三万四千四百円」に改め、同項第二号中「六万円」を「六万七千二百円」に改める。

附則第十二項中「昭和四十五年十月」を「昭和四十七年十月」に、「その額が同項各号を」その額が同項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号」に、「七十歳」を「六十五歳」に、「その額を同項各号」を「その額を当該各号」に、「同項ただし書」を「第三条の第三項ただし書」に改める。 附則第十三項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。  
別表第五

期 間	区 分	率
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで		二・〇三七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで		一・八九七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで		一・七五六
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで		一・六四〇
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで		一・五二八
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで		一・四二七
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで		一・三五〇
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで		一・二七一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで		一・一九三
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで		一・一〇一

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第一条の三」を「第一条の四」に改める。

附則第十二条第三項中「九万六千円」を「十一万四千円」に、「七十歳」を「六十五歳」に、「十二万円」を「十三万四千四百円」に改める。

（昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、附則第八項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

8 三十九年改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）の資格の喪失（組合員にあつては旧法第三十六条第一項の生存脱退事由による資格の喪失、任意継続組合員にあつては旧法第三十七条の二第二項の任意資格喪失事由による資格の喪失をいう。）をした組合員又は任意継続組合員についての当該資格の喪失に係る旧法の規定による通算退職年金については、附則第六項の規定にかかわらず、昭和四十六年十一月分以後、この法律による改正後の法第三十七条の三第三項の規定を適用する。

附則  
（施行期日）  
1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中農林漁業団体職員共済組合法（以下「法」という。）第六十二条第一項の改正規定は同年四月一日から、第四条及び次項の規定は公布の日から施行する。  
（標準給与に関する経過措置）  
2 農林漁業団体職員共済組合がこの法律の施行前にこの法律による改正前の法第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、この法律による改正

正後の法第二十条第一項の規定の例による。  
3 この法律の施行前にこの法律による改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、この法律の施行の日に職員になったものとみなし、この法律による改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

理 由

農林漁業団体職員共済制度の円滑な運営に資するため、給付に要する費用に対する国の補助率の引上げ、任意継続組合員となることのできる者の範囲の制限及び標準給与の月額の下限の引上げを行なうとともに、国家公務員共済組合等からの年金に準じて、既裁定の年金の額の改定及び年金の最低保障額の引上げを行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○赤城国務大臣 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合法は、農林漁業団体職員共済の福利厚生の上と農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するための制度として実施され、その給付内容も逐年改善を見せまいりました。

しかしながら、年金財政の状況を見ますと、給与水準の変動、制度改正等により所要財源率について相当程度の増高を見るに至っておりますが、現在の掛け金率は、他の共済組合法に比べ高い実態にありますので、農林漁業団体及び組合員の負担能力等を考慮いたしまして、掛け金率の引き上げは回避することとし、このため、国庫補助率の引き上げその他所要の措置を講ずることとした次第であります。

一方既裁定年金につきましては、最近の物価上昇等の現状にかんがみ、その額を改定して、給付の内容につきさらに改善をはかることとしたのであります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

第一は、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正であります。農林漁業団体職員共済組合の掛け金負担の増高を避けるため、給付に要する費用に対する国の補助率を一六％から一八％に引き上げるとともに、通算年金制度の定着により任意継続組合員制度の役割りが軽減されてきている実情等を勘案して、昭和四十七年十月一日以後に組合員となる者は任意継続組合員となることのできないこととしております。

第二は、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正であります。昭和四十五年三月までに給付事由の生じた既裁定の年金については、昭和四十七年十月分以後、その年金の計算の基礎となつて平均標準給与を〇・一％引き上げることにより年金額を改定することとしております。さらに、退職年金等の最低保障額の引き上げを行なうとともに、その特例となる高齢者の範囲を拡大することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由と主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願いいたします。

○三ツ林委員長代理 以上で本案の趣旨説明は終わりました。

次に、本案の補足説明を聴取いたします。内村農政局長。

○内村（良）政府委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べたところでありますが、所要財源率の処理に関し若干ふえんして申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合の掛け金率は、原則として五年ごとに実施する所要財源率再計算の結果

果に基づいて定めることといたしてございまして、現行の掛け金率は千分の九十六となつてございまして、昭和四十五年に所要財源率を再計算いたしましたところ約千分の十六増加することとなりまして、

しかしながら、現行の掛け金率が他の共済組合に比べて高い実態にあることから、農林漁業団体及び組合員の負担能力等を考慮いたしまして、給付に要する費用に対する国の補助率の引き上げ、任意継続組合員制度の適用の制限、財源調整費補助の確保及び利益差益の一部の充当を行なうことによりこの増加分を処理し、掛け金の引き上げを回避することとした次第であります。

次に法律案の内容について御説明申し上げます。第一条は、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正であります。

このうち、第十七条の改正規定は、任意継続組合員となることのできる者の範囲を制限しようとするものでありまして、昭和四十七年十月一日以後に組合員の資格を取得する者は、任意継続組合員となることができないこととしております。

次に、第二十条の改正規定は、最近の農林漁業団体職員給与の実態にかんがみ、掛け金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を引き上げようとするものでありまして、現行の一万二千元を一万八千円に引き上げることとしております。

また、第六十二条の改正規定は、農林漁業団体職員共済組合の給付に要する費用に対する国の補助率を一六パーセントから一八パーセントに引き上げることとしたものであります。

第二条は、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律の一部改正であります。

まず、第一条の四、第二条の五及び第二条の六の規定は、既裁定年金の額の改定でありまして、昭和四十五年三月末日までに給付事由の生じた年金につきまして、現に給付を受けている年金の算定の基礎となつて平均標準給与の年額等を一

〇・一％引き上げることにより年金額を増額することとしております。この場合、その算定額よりも、その給付事由が生じた当時の年金算定の基礎となつた平均標準給与の年額等に別表第五にありまして二・〇三七から一・一〇一までの率を乗じた額を用いて算定した年金額のほうが多い場合には、その多いほうの額に改定することとしております。なお、この場合の平均標準給与の年額等の最高限度額につきましても改善をはかることとし、従来最高限度額を一〇・一％引き上げ、いわゆる頭打ち制限を緩和いたしてあります。

次に第三条の三の規定は、既裁定年金の最低保障額の引き上げであります。退職年金及び障害年金につきましては現行の九万六千円を十一万四千円に、遺族年金につきましては現行の四万八千円を五万五千二百円にそれぞれ引き上げることとしております。

また、高齢者等についての最低保障額の特例につきましても、退職年金及び障害年金については現行の十二万円を十三万四千四百円に、遺族年金については現行の六万円を六万七千二百円に、それぞれ引き上げるとともに、その対象範囲を従来七十七歳以上の者から六十五歳以上の者に拡大することとしております。

さらに、従来最低保障額につきましては、組合員期間が二十年に満たない者の遺族年金については適用がないものとされておりましたが、これを組合員期間が十年以上の者で組合員である間に死亡した者の遺族についても適用することとしたので、いわゆる旧法遺族年金の一万九千円という低額年金は、大幅に改善されることとなります。

なお、これらの最低保障額の引き上げは既裁定年金のみならず、今後の新規規定年金についても適用することとしておりましたので、附則の改正はこのためのものであります。

最後に、第三条及び第四条は、第二条の措置に關連して規定の整備を行なうとともに、いわゆる旧法の通算退職年金についても、昭和四十六年度

における年金の額の引き上げの措置と同様の改善をはかるようとするものであります。

以上がこの法律案のおもな内容であります。なお、この法律の施行期日につきましては、昭和四十七年十月一日としておりますが、補助率の引き上げに關する部分は同年四月一日としております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

〇三ツ林委員長代理 以上で本案の補足説明は終りました。

〇三ツ林委員長代理 引き続き審査に入ります。質疑の申し出がおりますので、これを許します。別川悠紀夫君。

〇別川委員 私は、ただいま議題となつております農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、政府関係者に対し若干の質問をいたしたいと思つております。

今回の法律改正の内容は、大別をいたしますと二つの骨組みから成り立っていると思つております。すなわち、その第一は、共済組合の財政の基礎を確立、強化しようとするものであります。その第二は、給付の改善、すなわち、国家公務員共済組合の場合に準じて、その平均標準給与の年額を一〇・一％引き上げると同時に、退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げようとするもの。この二つの部分から大體成り立っております。

そこで、時間の制限もございますので、私は、もっぱらそのうちで共済組合の財政確立の問題を中心といたしまして御質問をいたしたいと思います。

農林年金では、昭和四十五年度に財源率の再計算を行なつた結果、かなり大幅な不足財源が生じていることが明らかになつたのであります。そこで、この不足分を充足するためには、掛け金率に換算をいたしてみますと約千分の十五・三

五、この分を増額しなければならぬというわけ

であります。しかしながら、現在において農林年金の掛け金率は千分の九十六でありまして、私学共済の千分の七十六、国家公務員共済組合の千分の八十八、地方公務員共済組合の千分の九十に比較をいたしてみますと、最高の掛け金率となつておりました。これにさらに千分の十五・三五、これを加重することはあまりにも農林漁業団体やあるいは農林漁業団体の職員負担を重くすることになる。

そこで、掛け金を引き上げないで何とかこの不足をいたしておきます財源の解消をはかる方途を見出すということが、先般、昭和四十七年度の予算編成時におきましての大きな焦点となつたわけでありまして、私が聞いておりましたところによりますと、これを解決する方法といたしまして、まことに古い話でございますが、いわゆる大國裁判の三方一兩損という古い例にならぬように、国とそれから組合員と、そして共済組合の三者がそれぞれ負担を合し、こういふかっこうでの解決策がとられたということをお聞きしたのであります。

まず第一に、国はその補助率を一六％から一八％にまで、二％の引き上げを行なうとともに、いわばつかみ金に近いかっこうの財源調整費という形で一億六千万円を支給する、こういふ予算ができておるわけでありまして、次に組合員でございますが、従前ございました任意継続組合員制度という制度を、四十七年の十月一日以後に新たに組合員の資格を取得する者から廃止する。こういふ形で、組合員もまたその一端の負担をかつぐというやり方でありまして、それから第三点といたしましては、共済組合におきましては積み立て金の運用をいたしておるわけでございますが、その資金運用の中の利益差益、その中から該当分に関しましてそれを引き出させていく。

こういふふうに、いわゆる三者がそれぞれにこの不足財源を補てんするためにそれぞれ分担し合ふ、こういふかっこうで今度の処置がとられたというふうに聞いていたわけでありまして。

そこで、まず御質問をいたしたいわけですが、四十五年度の財源率の再計算をやつてみたところが、不足財源が千分の十五・三五といふことに驚くべき大きな数字が出たといふこととございます。これはたいへんなズレだと思つてございませうが、これだけ大きなズレが発生したといふことは、当初保険数理の組み立てに大きな誤算があつたのではないかと、いろいろことがまず疑問になるわけでございます。あるいはまた、その後におけるいろいろな諸情勢の変化といふこともございませうが、まずもつて私は、このよう大きなズレが発生したといふことに対しては、非常に疑義を持つわけでございます。一体どういふわけでこれだけのズレが出たのか、その点をまず御説明いただきたいと思つております。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。農林年金の掛け金率につきましては、いわゆる数理的保険料と整理資源率と二つの部分から成り立っているわけでございます。そこで、この二つの率が上がりましたために、ただいま先生から御指摘のような大幅な掛け金率の上昇になつたわけでございますが、それにつきまして申し上げますと、まず数理的保険料については退職年金の該当者が増加したといふことがございませう。ちよつと基礎を申し上げますと、現在十万人中一万二千九百五十二人といふことで計算していただければ、再計算の際には、制度の浸透によりまして、さらにどんどんやめていく人がふえてきたといふようなことから、十万人中一万九千百十三人となつていられるわけでございます。

それから第二は、いわゆる減額退職年金制度といふものがあるわけでございますが、これについてはこれまで財源を見込んでいなかったわけでございますが、これを見込んだといふことがございませう。それから第三といたしまして、任意継続組合員の選択率が増加したこと。これにつきまして数字を申し上げますと、現行は——現行と申しますか、再計算の前の計算の場合には、十万人中千四百四十二人といふ計算になつていたわけでございますが、再計算ではそれを十万人中三千四十一人といふ計算をせざるを得なかつたといふようなことがございまして、まず数理的保険料が千分の六・〇一上がったわけでございます。

次に、整理資源率でございますが、これにつきましては、御承知のとおり、組合員の給付のペースアップがあつたこと、それから制度改正、特に四十一年度の厚生年金の期間を持つておる者に対しまして給付の改善があつたこと、それから四十四年度の給付改善と年金の改定があつたことといふような要素がございませう。さらにこまかい問題といたしましては、計算基礎の若干の変更があつたといふことで、整理資源率について千分の九・三四のアップがあつたといふことで、再計算の結果非常に料率が上がる、こういうことになつたわけでございます。

○別川委員 それでは次に御質問をいたします。新年度の予算の原案を拝見いたしますと、財源調整費という費目で一億六千万円が計上してあるわけでございますが、この一億六千万円といふものの根拠と申しますか、算定基準と申しますか、それはどのように相なつておるのか。その点について御説明をお願いしたいと思つております。

○内村(良)政府委員 財源調整費補助は、給付費に対するいわゆる定率の補助以外の補助でありまして、法律上、毎年度予算の範囲内で補助することができるといふふうになつておることは申し上げるまでもございませう。そこで、昭和四十七年度予算では一億六千万円の財源調整費が計上されていられるわけでございますが、これは今回の財源率再計算の結果に対処して任意継続組合員制度の適用制限を行つたこと、それから資金の運用利益差を充當する等を行つたこと等、組合員の自主的努力を見たわけでございますが、それではとても財源率の上昇をカバーすることができませんために、国庫補助率の引き上げを行なひ、なお不足する分について、財源率千分の二・七二でございますが、これを財源調整費として計

上したものでございませう。そこで、四十七年度の財源調整費補助につきましては、ただいま申し上げましたように、農林年金の財源率再計算結果に基づくものとしてそのような措置をとつたわけでございますが、今後再計算の時期まで組合員及び事業主の掛け金率は上げないといふことになつておりますので、今後おきまして、再計算期までは大体四十七年度と同程度の財源調整費補助が期待されるのではないかと、いろいろに考へていられるわけでございます。

○別川委員 まことにどういふようでございますか。ただいまの御説明の趣旨をふえんいたしますと、この一億六千万円といふものは、少なくとも向こう五カ年間は必ず安定的に予算をつけていただけ、かように理解をしていいわけでございますか。

○内村(良)政府委員 私どもはそのように期待できるというふうに思つております。四十七年十月一日以後に新しく組合員の資格を得てまいります者につきましては、今度の法律改正によりまして、いままでも非常にユニークな制度といふふうにいわれてまいりました任意継続制度といふこの恩恵が削られることに相なるわけでございます。そこで、それでは十月一日以後の新組合員に対する掛け金率が一体どういふことになるのか。いままでの経緯から考へてみますと、同じような掛け金率をとらなければ穴埋めにならないといふわけでございますから、当然、当局のほうにおかれましては、新組合員に対しても、いままでの組合員と同じような同率の掛け金率といふふうなことを一応想定しておられるんだらうといふふうに思つてございませうが、もしもそういふことに相なると思つたならば、任意継続制度という権利が剝奪される新しい組合員にとりましては、従前からおります組合員と比べて、同じ率で保険料を取られるといふことは不公平になりはせぬかといふふうな感じを受けるわけでございますが、いろいろ点についての御所見はどうでございますか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘がございましたように、今年の十月一日以降、農林年金に加入する者は任意継続組合員となることと制度改正によつてできなくなるわけでございます。そこで、厳密に言へば、財源率に差があるわけでございますから、反対給付のパランスといふ観点だけに立つて考へれば、ただいま先生御指摘がございましたように、掛け金率に差があつてもいいのではないかと、いろいろ言へるのではないと思つております。

しかしながら、従来から農林年金におきましては、いわゆる厚生年金期間を持つ者と持たない者、あるいは短期脱退者と長期勤続者等の間でアランスがあつた、要するに、パランスがとれないような問題が、従来から制度の中にあつたわけでございます。なぜそのようなことと申すかと申しますと、やはり共済組合制度の本質は、法律の一条にもございませうに、相互扶助を基礎とする共同出捐体であるといふのが基本的な性格なわけでございます。さらに、同一保険システムの中で掛け金率を同じにして処理しているといふのが現在の農林年金の基本的な性格でございますから、確かに先生のおっしゃるやうに、財源率だけから見ればそのやうな問題があるわけでございますが、私どももいたしましては、そういうこの農林年金制度の本質にかんがみて、今後におきましても掛け金率は同じでいきたいといふふうを考へていられるわけでございます。

○別川委員 ただいまの局長の御説明、一応はわかるわけでございます。申し上げるまでもなく、現在の組合員の中におきましても、厚生年金期間の非常に長い者とそれから短い者との違いはございます。さらにまた、この法律ができて以来組合員になつた者におきましては、厚生年金は全然関係がないわけでありませう。したがって、そういう意味合いでは同じ現在の組合員の中にも多くの違いがあるわけでございます。しかし、そういう違いがある中にも、一つの共済制度といふもの

を運営していくために同一に扱うということは、私も一応現実の運営面におきましてはうなずけるわけでございます。しかし、その場合には、私は一つ条件があると思うのです。それは組合員のその資格の格差、いろいろ違いというものはありませんけれども、しかし、あくまでもこれらの人々の給付条件は同一だという条件があると思うのです。だから、そういう意味において、このように違いというものを黙認できるというふうに思うわけでございますが、しかし、今度の場合は、十月一日から入ってくる新しい組合員は、言うなれば、その厚生年金関係の不足分を負わねばならぬわけでありまして、さらにまた、任意継続制度というものが発生するところのマイナス分を負担しなければならぬ、いわば二重苦に苦しむわけでございます。しかも給付条件は違ふというところでございます。だから、これは、現在の組合員同士の問題と、今後新たに入ってくる組合員の問題とを同じように解釈していくことには、非常に私は無理を感じるわけでございます。はたしてそういう扱い方がいわゆる保険理論として、あるいは社会通念として、そういうことが許されるかどうか、これは私は問題にすれば問題になるような感じがするわけなんです。はたしてそういうことが許されるのかどうか。ただ、現実の問題としてまして差し迫って出てまいりました千分の十五・三五という穴埋めを何とかしなければならぬ、そういうことで、苦しまぎれにそういうことをやると、何とかひとつ進んでいこうというふうな、また進んでいかねばならない、その気持ち、それはわかるわけでございますが、しかし、やはりこの際はつきり筋道をつけるべきものはつけておく必要がある。あとになってこれはおかしな感じがいかというふうなことは、新しく入ってきた組合員から行政訴訟等も起こりかねない。そういうことであっては私は非常に困ると思うわけでございます。ですから、与党議員ではございますが、あえてこの際この点に問題がないかということをおひとつ十分に局長に御注意を申し上げたい。ただ

し、私もしろうとでございますから、私の考えていることがあまりにも思い過ぎであるというところがあるかもしれません。しかし、あえてこの問題を大きく取り上げて御注意を申し上げたい、こういうことでございます。重ねてその点について御所見を承りたいと思います。

○内村(良)政府委員 ただいまの先生の御指摘があった問題につきましては、私も今度の制度改正を立案いたします場合に真剣に考えた問題でございます。

そこで、現在の農林年金というものは、繰り返して申し上げますけれども、やはり保険と違ひまして、組合員の相互扶助という点に非常に大きなねらいがあるわけでございます。そこでいわれる完全に保険原理というもので全部を律して、保険理論だけでいくということになれば、確かに先生の御指摘のあったような問題は直ちに問題になるかと思ひます。しかしながら、共済年金制度の場合には、保険制度と違ひまして、必ずしも収支相等の原則だけでは賅かれていない、さらに整理資源というような問題も財源率の計算自体にもあるわけでございます。したがって、これから入ってくる人たちが任意継続組合員制度を選択できないという点は、確かに従来の制度に比べますれば一つ後退だという認識もあるかもしれませんが、けれども、私どもは、やはり共済というものが相互扶助をねらいとしていることからいいますれば、その間違ったものではないというふうに考えまして、今後も料率は同じであるという扱いにしたわけでありまして。

○別川委員 当局のほうでこれは問題じゃないのだというふうなことであれば、私もあえてこれ以上この問題を取り上げる気持ちはないわけでございます。次、御質問をいたしたいのは、今度のこの不足財源の解消策の一つといたしまして、共済組合がやっております資金運用、そこから生じてまいります利益の繰り入れ額、これが聞いてみますと、大体千分の三・五五というふうな額に相当する

と、この千分の三・五五に相当する金額を年金の資金運用の利率に換算して計算してみますと、これも聞いた話でございますが、約七厘二毛という数字に該当するようでございます。ということになりますと、一般の年金におきましては、法定金利の五分五厘というふうなものを資金運用の最低限にいたしまして、いろいろの基礎計算が組み立てられておるといふことは御案内のとおりでございます。ところが、こういうふうなところで農林年金が七厘二毛三分の最低限、こういうことに相なるわけでございます。そこで、このこと自体、他の一般の年金は五分五厘で運用すればいいのだ、ところが農林年金におきましては少なくとも六分二厘二毛以上で運用しなければならぬということに相なりまして、この点において農林年金の資金運用面においては一つの大きな無理がかかってくるというところはないか、これはまさに御指摘のとおりのおりです。さらに、実際問題といたしましては、大体六分二厘二毛でなしに、実際的には諸経費もかかりますので、どうしても最低六分五厘以上の資金運用をやっていることと相なるわけでございます。

ところで、御案内のように、最近わが国の金融事情というものが非常に緩和をいたしてまいりました。一般的に金利の引き下げ、あるいは各企業におきまして非常に成績が悪くございまして、そういう面におきましてもいわゆる債券市場というふうなものが非常に弱い情勢に相なっております。そういうわけでございまして、そういう今後におけるわが国の資金情勢の将来というふうなもの、金融情勢の将来を考へてみました場合に、はたしてこの六分五厘というふうな資金運用ということでは年金が赤字を出さずにはやらないか、そういう点につきまして私といたしまして非常に不安な

危惧の念を持つわけでございますが、政府のそういった面についての御見解、御所見をひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 昭和四十五年度から四十九年度までの平均利差は、給与の千分比に換算してみますと五・九一ということになるわけでございます。今回財源率の補てん財源として見込みましたのは千分の三・五五でございますから、約六割を見たわけでございます。この率は、もちろん実現利息からいわゆる予定利息である——これは財源の計算の基礎に入っております五・五割を引きますと、さらに事務費等を引いて、残額を給与年額で除したものでございます。したがって、いわゆる利益の全部をそこに見ているわけではなしに、大体期待できる利益の六割程度を見ているわけでございます。そこで、従来の資金運用の実績をみますと、四十一年度から四十五年までの年度末資産に対する利回りは平均で七・六％になっております。

そこで、ただいま先生から御指摘がございまして、最近の金融緩和によって利率が下がるのではないか、これはまさに御指摘のとおりのおりです。これはまさに御指摘のとおりのおりです。ただ、私どもの考えているところでは、このたび見込みましたのも、大体期待できる利益の六割程度を見込んでございまして、これによって今後年金の収支が非常に困るということとは、現時点ではございません。したがって、これは要約いたして考えてみますと、今回の政府のとられました処置は、財源率の再計算によつてまず予期せざる大幅な穴が

発見をされた、そこでその不足財源をとりあえず繰り越した手段によつて穴埋めを行なつたという感じが非常に深いわけでございます。

○別川委員 以上、数点にわたつて御質問をいたしてまいりましたが、これを要約いたして考えてみますと、今回の政府のとられました処置は、財源率の再計算によつてまず予期せざる大幅な穴が



そういうことでございますので、農林年金の財政安定というふうな点から考えてみますと、私にいたしましてはまだまだ心配が残るわけでありまして、政府におかれましては、大体これでやっていけるのだ、だいたいよろふなんだという確信が御ありになるのかどうか、その点についてひとつ御所見をお聞かせ願いたいと思います。

○内村(良)政府委員 現在の時点で考えられる諸条件を前提にして考えれば、今後の再計算の時期まで保険収支にその問題がないのではないかと思っております。ただ、これは予測のつかないこととございまして、たとえば物価が非常に上がって年金額も非常に高い改定をしなければならぬとか、あるいはペースアップが非常にあるということになってまいりますと、これはまた別の問題が起こつてまいります。現在の諸条件というものを前提にする限り、今後の再計算期までの年金の収支はまず問題なくいけるのではないかと、うらうらに考えております。

○別川委員 農林年金を他の年金と比較をいたしてみますと、先ほど触れましたように、まず第一に、その掛け金率が非常に高いということと、その給付金額が一番最低でございます。もちろんこれは標準給与、基準給与が非常に低いというふうなことがその原因になっておるというところはわかるわけでございますが、それにいたしまして、掛け金率が最高であつて、しかも給付金額が最低であるというこの事実、こういうふうなことと関連をいたしまして現在の農林年金の内容を考へてみますと、まだまだ不確定と申しますか、不安定な要素が多いようでございます。たとえば厚生年金部分のその負担分の金額がかなり大きいというふうな問題等もございまして、こういうふうなことが農林年金の負担率を、掛け金率を非常に大きくしておると、一番大きな原因でございまして、われわれの見ておるところによりまして、どうも財政が非常に不安定な感じが起るわけでございますが、こういう実情を十分

分に認識していただきまして、今後こういう問題をとりえまして、もう一度根本的に、農林年金の財政安定のためにひとつ抜本的な改善策というものを考へたいという意思があるかどうか。

また、これと関連いたしまして、年来、団体側のほうにおきましては、補助率を一六から二〇に上げていただきたいというふうな非常に強い要望があつたわけでございます。もちろん、今度の予算措置によりまして助成率は二〇%上げる、それから他の二〇%は、現実には財源調整というふうなかつこうで計上していくのだから心配は要らぬじゃないか、こういうふうなお答えが出てくるかもしれないけれども、しかし、そういうかつこうで計上していただくよりも、率においてはつきり一六のものを二〇にしたい、たはうが非常に安定もするわけでございます。安心もできるわけでございますので、そういう今後の農林年金全般についての改善策というふうな点について、どのようなお考えを持っておられるか、その点についてお聞かせを願いたいと思つております。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。農林年金の掛け金率が高いということは、ただいま先生から御指摘がございましたように、整理資源率が高いというふうなところに原因があり、さらに給付が低いのは、標準給与の額が低いというところが原因になっておることは申し上げてもございませぬ。そこで、私どももいたしまして、年金財政の健全な維持というところは非常に大事なことであるというふうな考へておられます。そこで、今度の改正が、何かそういう面についてまだ欠けておるところがあるのではないかと、いろいろな御指摘があつたわけでございますが、私もいたしましては、今度の改正によつて、少なくとも次の財源率の再計算期までは健全性を維持してやっていると、うらうらに考へておるわけでございます。

それから、農林年金制度について抜本的改正を考へる考へがあるかという点でございますが、御承知のとおり、現在わが国においては厚生年金、国

民年金をはじめあるいは年金共済といたしましては国家公務員、地方公務員、私学その他があるわけでございます。そこで、農林年金もやはりそういう全国全体の年金共済の一つでございまして、たとえば、現在、結論は出ておりませんが、スライド制の採用などということが社会保障制度審議会等でも非常にいわれておるわけでございます。そういうことで、国の年金制度、年金共済全般について何らかの再検討を加えるというふうな場合には、農林年金ももちろん年金共済の一つとしてそういう制度改正というものをやらなければならぬわけでございますが、現在、私どももいたしましては、先ほど申しましたように、年金財政の健全性という観点から見ても、とにかく再計算期までは健全性を維持し得るだらうというふうに考へておりますので、農林年金制度自体をこの際抜本的に改正をするということは考へておりませぬ。

○別川委員 以上で質問を終わります。  
○三ツ林委員長代理 この際、暫時休憩いたします。  
午前十一時四十一分休憩

午後二時五十六分開議  
○藤田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、連合審査会開会申し入れに関する件についておはかりいたします。  
ただいま運輸委員会において審査中の国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について連合審査会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○藤田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、委員長間において協議の上決定いたしますが、明

二十六日、水曜日、午前十時より開会の予定でありますので、御了承ください。  
次回は、明二十六日、水曜日、午後一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

昭和四十七年五月九日印刷

昭和四十七年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局